

基 発 1218 第 1 号  
令和 5 年 12 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則の一部を  
改正する省令の施行について

労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 157 号。以下「改正省令」という。）が令和 5 年 12 月 18 日に公布され、同日及び同年 12 月 21 日から施行されることとなった。その改正の趣旨等については、下記のとおりであるので、その施行及び運用に遺漏なきを期されたい。

また、ボイラーに係る登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、個別検定機関及び指定外国検査機関に対し、別添のとおり依頼したので、併せて了知されたい。

## 記

### 第 1 改正の趣旨及び概要

ボイラーについては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 14 条及びボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「ボイラー則」という。）第 24 条第 1 項の規定に基づき、取り扱うボイラーの伝熱面積等に応じボイラー取扱作業主任者を選任しなければならないこととされている等、伝熱面積に応じた規制が定められている。

ボイラー則第 2 条第 4 号において、熱源が電気である電気ボイラーの伝熱面積は、電力設備容量 20 キロワットを 1 平方メートルとみなしてその最大電力設備容量を換算した面積をもって算定するものとされていた。

今般、電気ボイラーの伝熱面積の換算について専門家による検討を行った結果、電気ボイラーの伝熱面積は、電力設備容量 60 キロワットを 1 平方メートルとみなしてその最大電力設備容量を換算した面積をもって算定する

ものとしたものである。

また、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 74 号。以下「改正法」という。）の施行によって、圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の圧力容器内の高圧ガスが、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「高圧法」という。）の適用除外となることに伴い、所要の改正を行ったものである。

## 第 2 細部事項

### 1 ボイラー則第 2 条関係

電気ボイラーの伝熱面積の算定方法について、電力設備容量 60 キロワットを 1 平方メートルとみなしてその最大電力設備容量を換算した面積をもって算定するものとしたこと。

### 2 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 16 条及びボイラー則第 62 条関係

改正法の施行に伴い、高圧法の規制の対象から除かれる燃料電池自動車等の圧力容器の取扱い作業について、従来の取り扱いとの整合を図るため、引き続き、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者のうちから第一種圧力容器取扱作業主任者を選任することができることとしたこと。

### 3 ボイラー則第 125 条関係

燃料電池自動車等の圧力容器については、改正法の施行後も引き続き道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく検査等を受けることによって安全性が担保されることから、引き続き、安衛法に基づく製造許可、構造検査及び検査証交付等を不要としたこと。

### 4 その他

所要の改正を行ったこと。

### 5 施行日

改正省令は改正法の施行の日（令和 5 年 12 月 21 日）から施行することとしたこと。ただし、上記 1 は、公布の日から施行することとしたこと。

## 第 3 その他

### 1 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「安衛令」という。）

第 12 条第 1 号に定める特定機械等である電気ボイラーについて、改正省令の施行日前にボイラー則第 5 条第 5 項、第 12 条第 6 項及び第 15 条第 1 項の規定に基づき交付されたボイラー検査証に記載されている伝熱面積は修正する必要があること。

- 2 安衛令第1条第4号の小型ボイラー又は安衛令第13条第3項第25号に掲げる簡易ボイラーである電気ボイラーについて、改正省令の施行日前に取り付けられた銘板に記載されている伝熱面積は修正する必要があること。修正の方法は、銘板に追記する等の改正後の規定により算出した伝熱面積が明らかになる適宜の方法で差し支えないこと。
- 3 ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程（昭和47年労働省告示第116号）第1条、第1条の3及び第2条において、二級ボイラー技士免許等を受けることができる者の実務経験要件として定めている「伝熱面積」は、改正省令の施行日前に取り扱った電気ボイラーについては、改正前の規定により算出した伝熱面積であること。

○厚生労働省令第百五十七号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第二十七条第一項及び第四十五条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(作業主任者の選任) 第十六条 (略)</p> <p>2 事業者は、令第六条第十七号の作業のうち、圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車(同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。)であつて、同法第二条第五項に規定する運行(以下「運行」という。)の用に供するものに限る。)の燃料装置のうち同法第四十一条第一項の技術基準に適合するものに用いられる第一種压力容器及び高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)又は電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の適用を受ける第一種压力容器の取扱いの作業については、前項の規定にかかわらず、ボイラー及び压力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号。以下「ボイラー則」という。)の定めるところにより、特定第一種压力容器取扱作業主任者免許を受けた者のうちから第一種压力容器取扱作業主任者を選任することができる。</p> <p>(特定自主検査) 第二百五十一条の二十四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、運行の用に供するフォークリフト(道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。)について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第二百五十一条の二十一の自主検査を行うことを要しない。</p>	<p>(作業主任者の選任) 第十六条 (略)</p> <p>2 事業者は、令第六条第十七号の作業のうち、高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)又は電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の適用を受ける第一種压力容器の取扱いの作業については、前項の規定にかかわらず、ボイラー及び压力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号。以下「ボイラー則」という。)の定めるところにより、特定第一種压力容器取扱作業主任者免許を受けた者のうちから第一種压力容器取扱作業主任者を選任することができる。</p> <p>(特定自主検査) 第二百五十一条の二十四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第五項に規定する運行(以下「運行」という。)の用に供するフォークリフト(同法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。)について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第二百五十一条の自主検査を行うことを要しない。</p>

4  
·  
5

(略)

4  
·  
5

(略)

(ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正)

第二条 ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(伝熱面積)</p> <p>第二条 令第一条第三号イの厚生労働省令で定める伝熱面積の算定方法は、次の各号に掲げるボイラーについて、当該各号に定める面積をもつて算定するものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 電気ボイラー 電力設備容量六十キロワットを一平方メートルとみなしてその最大電力設備容量を換算した面積</p>	<p>(伝熱面積)</p> <p>第二条 令第一条第三号イの厚生労働省令で定める伝熱面積の算定方法は、次の各号に掲げるボイラーについて、当該各号に定める面積をもつて算定するものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 電気ボイラー 電力設備容量二十キロワットを一平方メートルとみなしてその最大電力設備容量を換算した面積</p>

第三条 ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

(第一種圧力容器取扱作業主任者の選任)

第六十二条 (略)

(第一種圧力容器取扱作業主任者の選任)

第六十二条 (略)

2 事業者は、前項の規定にかかわらず、令第六条第十七号の作業で、自動車用燃料装置(圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車(同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。)であつて、同法第二条第五項に規定する運行の用に供するものに限る。)の燃料装置のうち同法第四十一条第一項の技術基準に適合するものをいう。第二百二十五条において同じ。)に用いられる第一種圧力容器及び電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の適用を受ける第一種圧力容器に係るものについては、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者(当該作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については、第一百九条第一項第二号又は第三号に掲げる者で特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けたものに限る。)のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任することができる。

2 事業者は、前項の規定にかかわらず、令第六条第十七号の作業で、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の適用を受ける第一種圧力容器に係るものについては、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者(当該作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については、第一百九条第一項第二号又は第三号に掲げる者で特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けたものに限る。)のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任することができる。

第二百二十五条 次の各号に掲げるボイラー、第一種圧力容器又は第二種圧力容器については、当該各号に掲げるこの省令の規定は、適用しない。

第二百二十五条 次の各号に掲げるボイラー、第一種圧力容器又は第二種圧力容器については、当該各号に掲げるこの省令の規定は、適用しない。

一 (略)

一 (略)

二 自動車用燃料装置に用いられる第一種圧力容器又は第二種圧力容器及び高圧ガス保安法の適用を受ける第一種圧力容器又は第二種圧力容器 第四十九条から第五十四条まで、第五十六条

二 高圧ガス保安法の適用を受ける第一種圧力容器又は第二種圧力容器 第四十九条から第五十四条まで、第五十六条から第六十条まで、第六十四条、第六十七条、第六十八条、第七十二条

から第六十条まで、第六十四条、第六十七条、第六十八条、第七十二条から第八十四条まで、第八十八条、第八十九条、第九十条の二、第九十四条及び第九十五条

から第八十四条まで、第八十八条、第八十九条、第九十条の二、第九十四条及び第九十五条

## 附 則

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。